

第 1621 回 (10 月 11 日)

農業法人の展開方向

堀 越 孝 良

本報告は、法人による農業経営を紹介しながら、今後の農業法人制度の展開方向と法人による農業経営展開の留意点を考察したものである。

紹介した農業法人の概要は、後掲表の通りである。

(1) 農業法人制度の展開方向

1) 望ましい農業経営の要素等

農業法人の経営を調査してみると、望ましい経営の要素として次の点が浮かび上がってきたと考える。

① 労使一体となって経営に当たること。そのため、常時従事者が希望する場合には、構成員となれる道を開いておく必要がある。

② 特定構成員の持つ議決権が一定限度に制限されていること。平等の議決権は、経営の意思決定を遅らせる等効率的でない面があるが、特定構成員の議決権割合が余りに高いのも、一体感、責任感を薄くする。

③ 自己資本比率が高く、かつ、出資者の配当期待が高くないこと。農業は一般には資本回転率の悪い産業であると考えられるので、出資金を十分集めることが望ましい。また、農業法人へ出資しようとする者の中には、必ずしも配当を目的としないものもいる。出資者を広く募ることが認められ、かつ、出資配当制限を義務づけられる法人があっても良い。

2) 株式会社による農業経営

(株)七宝は玉葱採種組合の販売部門と位置づけられるが、同社のように農民会社であれば、農地の取得を認めても特段の問題はない。また、(有)船方総合農場グループは、販売・加工部門を「株式会社みるくたうん」を設置して運営しているが、株式会社であるために、農業生産法人とはなることができず、

そのため農業経営基盤強化資金や農業経営改善促進資金を借りることができない。同社は、事業については農業生産法人の要件を備えているが、出資者が 50 名を大幅に超えるため、有限会社への変更はできない。

株式会社についても、一定の条件を課した上で、農地取得（使用収益権でも可）の道を開くことが適当であると考ええる。

3) 法人による農業経営への支援措置

平成 5 年度に創設された農用地利用集積準備金制度は、法人税の繰り延べ措置と考えられるが、極めて注目される制度である。経営収支の年次変動を平均化し、農業投資を増大させる効果が大きいと考えられるからである。しかし、同制度は、特定農業法人にしか適用されず、特定農業法人に指定されることが見込まれる法人は、同制度の適用を必要としない集落営農組合に限られるのではないかと考えられる。農業経営の法人化を促進する観点から、広く、「望ましい」農業法人には、同制度を適用する仕組みを検討すべきであると考ええる。

また、農業経営自身による農業技術の開発には種々の困難があるが、今後において日本農業を発展させるためには農業技術開発を更に促進する必要がある。そうした観点から、農業経営による農業技術の試験研究費については、工業技術の税制特例を上回る税額控除制度が検討されるべきであると考ええる。なお、そうした特例の対象者は「望ましい」農業法人に限定することが適当である。

4) 制度の改善方向

① 本報告では、「望ましい」農業法人を都道府県知事が認定し、認定農業法人について、農地法及び税法上の特例措置を講じることが提案した。なお、特例措置は、農業経営の特性に着目して講じるものであるから、認定要件には、事業要件を加える必要がある。また、チェックシステムを整備するため、総会の議案等の都道府県知事への送付義務等を

課することが適当であると考え。

この認定農業法人制度に関する試案の詳細については、「認定農業者制度の後にくるもの——新たな協業体への序論——」（農業総合研究所『農総研季報』第23号，平成6年），を参照されたい。

② 早川園芸は県の指導で設立時に農事組合法人としたが，有限会社形態が望ましいと考えている。しかし，農事組合法人を有限会社とすれば，多額の清算所得が発生し，清算所得税を支払う必要が生じる。このため，早川園芸は，やむをえず農事組合法人のまま経営を行っており，税制は，早川園芸が必ずしも望んでいない農事組合法人としての恩典を与える結果となっている。従って，協同組合に対する軽減税率適用の経緯等を整理し，非課税で農事組合法人を有限会社へ変更できる制度を検討する必要がある。

(2) 農業法人経営の展開方向

1) 農業法人設立の動機

調査した農業法人の設立の主たる動機は，①事業の拡大・経理の明確化（株式会社七宝，早川園芸），②ゆとりのある農業経営（ちくまヶ丘農場），③他部門への事業の拡大（ぶった農産，船方総合農場），④補助事業の導入（高棚営農組合，野口営農組合）と整理できる。

2) 資本造成等

調査した農業法人（営農組合を除く）の自己資本比率の単純平均は49.0%であり，極めて高い。しかも，3法人が構成員からの無利子借入を行っており，それを自己資本とみなして自己資本比率を計算してみると，平均72.3%となる。

なお，経営者はいずれも幅広い経験をしている。また，人をまとめ，経営を発展させていくためには，理念が必要になってくる。

3) 常時従事者等

(有)船方総合農場では，常時従事者は出資することができ，ほとんど出資している。

株式会社七宝及び早川園芸は，品種改良によって優れた経営を行っている。

また，いずれの農業法人も，農協等地域との関係に配慮し，円滑な関係を築いている。

表 現 地 調 査 農 業 法 人 の 概 要

所在地	(株) 七 宝	(農) 早川園芸	(有) ちくまヶ丘農場	(有) ぶった農産	(有) 船方総合農場	(農) 高瀬宮農組合	(農) 野口宮農組合
事業	香川県豊中町 玉葱品種改良・玉葱 種子販売	愛知県安城市 花品種改良・花種子 販売・鉢花販売	岩手県雫石町 酪農・肉牛経営	石川県野々市町 稲作等水田経営・農 産加工・米販売	山口県阿東町 酪農・肉用牛・水 稲・野菜・花・果樹	愛知県安城市 水田借地経営	富山県城端町 水田借地経営
代表者	岩田次夫	早川辰雄	吉沢喜美男	佛田孝治	坂本多旦	待ち回り	山瀬晃
出資金	30,000千円	3,500千円	50,000千円	8,000千円	32,300千円	5,500千円	8,800千円
販売額	1,859百万円	229百万円	252百万円	107百万円	326百万円	236百万円	49百万円
従事者	常時56, パ4名	常時5, 研17, パ 50名	常時12, パ2~3名	常時9, パ最大30 名	常時18, 見習2, パ 4名	常時9名, パ少々	6,560時間(820人 日)
発展経過	S 27 七宝玉葱採取 組合, S 47 会社設 立	S 41 名古屋から移 転, S 42 法人化	S 35 実験農場指定, S 48 法人化	S 55 かぶらずし販 売, S 63 法人化	S 44 農場開始, 47 法人化, H 2 みるく たうん	S 37 機械化研究会, 45 事業導入, 47 法 人化	S 58 機械共同利用, 60 施設導入, 63 法 人化
経営の特徴	F 1 青種の成功, 農 民会社	品種の改良, 研修生 の活用	高い経営技術, 着実 な資本蓄積	経営資源の有効活 用, 屑米糶	多様な事業展開, 資 本と労働への配慮	従事者組合, 仕事と 生活の分離	農地管理組合, 農作 業の生活への取組み

注(1) (株) は株式会社, (農) は農事組合法人, (有) は有限会社の略。

(2) 従事者欄の「常時」は常時従事者, 「パ」はパート, 「研」は研修生の略。